

事務連絡
令和3年10月6日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主幹部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種室

本邦に在留する外国人への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

今般、言語の問題等により地域での新型コロナワクチン接種が困難な外国人が円滑に接種を受けられるよう、出入国在留管理庁と連携し、外国人在留支援センター（FRESC）が多言語による接種予約の受付を行った上で、同庁のHP（https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/vaccine_covid19.html）に掲載の病院にて、居住する自治体を問わず、希望する在留外国人の新型コロナワクチン接種を多言語対応により行うこととしました。

在留外国人が当該病院で接種を受ける際は、居住する自治体の接種会場等で接種する場合と同様に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が発行する接種券を持参いただく必要があります。

つきましては、外国人が新型コロナワクチン接種を希望する旨市町村の窓口申し出た場合には、「入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年3月31日付け事務連絡）（別添1）及び「入管法の規定により本邦に在留することができる外国人で「短期滞在」等の在留資格を有する方への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年9月10日付け事務連絡）（別添2）等により、接種を希望する方に対して適切に接種券の発行や接種が行われるよう、ご対応方よろしく申し上げます。

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号。以下「入管法等」という。)の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人については、「入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する予防接種について(情報提供)」(平成24年6月14日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)(別添1)により、地方出入国在留管理局からの通知等を基に実施主体である市町村(特別区含む。以下同じ。)の区域内に居住していることが明らかな場合は、外国人が予防接種法に基づく予防接種を受けることができるよう、特段のご配慮をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「新型コロナ予防接種」という。)における取り扱いについて、下記の通り周知いたしますので、内容を御了知の上、管内市町村へ周知をお願いいたします。

なお、本件については、出入国在留管理庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により仮放免をされた者(以下「仮放免中の者」という。)のうち、実施主体である市町村の区域内に居住していることが明らかなものについては、仮放免中の者から申請があった場合に接種券の発行を行う等、新型コロナ予防接種を受けることができるよう適切な配慮を行うこと。

その際、仮放免中の者の居住の実態や身分証明については、仮放免許可書(別添2)や、仮放免中の者に関する各地域の出入国在留管理局からの通知、旅券等により確認すること。

なお、あらかじめ仮放免中の者の居住地を当該市町村が把握している場合は、事前に接種券を送付するという方法も考えられること。

2 円滑な接種の実施のため、本件対応に当たっては、必要に応じて貴市町村の外国人共生施策担当部局等と連携いただくとともに、仮放免中の者に関する上記通知等に関して確認が必要な場合は各地域の出入国在留管理局に相談すること。

以上

事務連絡

平成 24 年 6 月 14 日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外
の在留外国人に対する予防接種について(情報提供)

平素より予防接種行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

平成 24 年 7 月 9 日に「外国人登録法」(昭和 27 年法律第 125 号)が廃止され、併せて「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 77 号)の施行(平成 24 年 7 月 9 日)の後、外国人について市町村が住民票を作成することとなります。しかしながら、「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号)及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成 3 年法律第 71 号)(以下「入管法等」という。)の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人については、住民票は作成されません。

一方、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成 21 年法律第 79 号、以下「入管法等改正法」という。)附則第 60 条第 1 項の規定を踏まえ、出入国管理及び難民認定法第 54 条第 2 項の規定により仮放免をされ、当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、入管法等改正法施行日(平成 24 年 7 月 9 日)以後においてもなおその者が行政上の便益・サービスを受けられることとなるようにするとの観点から、対象者の氏名、国籍、性別、生年月日、仮放免日、住居、仮放免の失効及び住居変更等の情報について、各地方入国管理局から対象者の住居が存在する市区町村に対して郵送で通知することとなります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、平成 24 年 7 月 9 日以降も、住民票、入国管理局からの通知を基に実施主体である市町村の区域内に居住していることが明らかな場合は、外国人が予防接種法に基づく予防接種を受けることができるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

別記第六十七号様式（第四十九条関係）

(表)

番 号
年 月 日

日本国政府法務省

仮 放 免 許 可 書

出入国管理及び難民認定法第54条第2項
の規定により、仮放免します。写
真

1 氏 名

男
女

2 生 年 月 日

年

月

日

3 国 籍 ・ 地 域

4 住 居 地

5 仮放免の条件：裏面に記載のとおり。

出入国在留管理庁

入国者収容所長

出入国在留管理局主任審査官

署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

仮 放 免 の 条 件

(1) 住居

(2) 行動範囲

(3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

(4) 仮放免の期間

(5) その他

注 意

ア 住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没取することがあります。

エ 出頭の際は、本許可書を持参して下さい。

各

(都道府県)	衛生主管部(局) 御中	
	市町村			在留関連事務主管部(局) 御中
	特別区			

厚生労働省健康局健康課予防接種室
出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課在留管理業務室

入管法の規定により本邦に在留することができる外国人で「短期滞在」等の在留資格を有する方への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施について(指示)」(令和3年8月2日一部改正)及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」により対応いただいているところ、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の規定により本邦に在留することができる外国人のうち、住民基本台帳に記録されていない3か月以下の在留期間が決定された方及び「短期滞在」の在留資格で在留している方の中には、コロナ禍において国際的な往来が規制され本国に帰国できない等やむを得ない事情により、3か月以上本邦に在留する方(以下「帰国困難者」という。)がいます。

この帰国困難者が、新型コロナワクチンの接種を希望する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)の窓口申し出た場合には、当該市町村の区域内に居住していることが明らかであれば、前述の指示等に基づく接種の対象として差し支えありませんので、接種を希望する方に対して適切に接種が行われるよう、ご対応方よろしくお願いいたします。

なお、居住の確認に資するため、出入国在留管理庁から帰国困難者に対し、新型コロナワクチンの接種を希望する場合は居住する市町村の窓口申し出るよう案内するはがき(別添)を郵送します(はがきは、本事務連絡発出後1か月半から2か月の間に郵送します)。あわせて、同庁から市町村(在留関連事務主管部(局))に対し、情報連携端末のメール機能を用いて当該市町村の区域内に郵送された同はがきの宛先一覧を送付します(宛先一覧の到着まで、最大で本事務連絡発出後1か月ほどを要します)。これらについても適宜活用をお願いいたします。

(表・左)

(表・右)

郵便はがき

**IMPORTANT : COVID-19**

発信者 100-8973

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理業務室
東京都千代田区霞が関1-1-1Residency Management Office, Residency Management and
Support Department,
Immigration Service Agency, Government of Japan
1-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo**【市町村（特別区を含む。）窓口担当者へのお願ひ】**

本はがきを持参した方は、3カ月以下の在留期間が決定された方又は短期滞在の在留資格で在留する方（住民登録の義務がないため、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種券が送られていない方）のうち、コロナ禍において国際的な往来が規制され本国に帰国できない等やむを得ない事情により、3か月以上本邦に在留する方です。各市町村においてワクチン接種手続をお願いいたします。

(見開き・左) 【やさしい日本語版案内文】

このはがきは、3か月以下の在留期間 ≤ 日本に居ること
 ができる期間 > の人、または、短期滞在の在留資格の人の
 なかで、自分の国に帰ることができず、3か月以上日本に
 住んでいる人に送っています。

あなたが、新しいコロナウイルスの病気 (COVID-19) の
 ワクチンを打ちたい場合、いま住んでいるところ (市、町、村)
 の役所に、

- ① パスポート (Passport)
- ② このはがき

を持って行って、「ワクチンを打ちたい」と伝えてください。

※ ワクチンを打つための手続は、役所によって違います。

いつワクチンを打つことができるかなど、詳しいことは、役所に
 聞いてください。

※ わからないことがあれば、地域の相談窓口で聞いてください。

地域の相談窓口

日本語

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



英語 / English

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005173.pdf>



(各窓口で対応できる言葉が違います。)

(見開き・右) 【左記内容を多言語で記載したHPを案内】

- (日本語) 新型コロナウイルスに関するお知らせです。
- (英語) This is an announcement regarding the new corona vaccine.
- (中国語 (簡体字)) 这是关于新冠疫苗的公告。
- (中国語 (繁体字)) 這是關於新冠疫苗的公告。
- (フランス語) Il s'agit d'une annonce concernant le nouveau vaccin corona.
- (インドネシア語) Ini adalah pengumuman mengenai vaksin corona baru.
- (クメール語) នេះគឺជាការប្រកាសថាមានវ៉ាក់សាំងថ្មីសម្រាប់ជំងឺជំងឺរាងកាយ។
- (韓国語) 신종 코로나 백신에 관한 소식입니다.
- (ミャンマー語) ဤသည် Corona ကာကွယ်ဆေးအသစ်နှင့် ပတ်သက်၍ ကြေငြာချက်ဖြစ်သည်။
- (モンゴル語) Энэ бол шинэ титмийн вакцины талгаархи мэдэгдэл юм.
- (ネパール語) यो नयाँ कोरोना खोप सन्झन्धी घोषणा हो।
- (ポルトガル語) Este é um anúncio sobre a nova vacina corona.
- (ロシア語) Это объявление о новой вакцине от короны.
- (スペイン語) Este es un anuncio sobre la nueva vacuna corona.
- (タガログ語) Ito ay isang anunsyo hinggil sa bagong bakuna sa corona.
- (タイ語) นี่เป็นประกาศเกี่ยวกับวัคซีนตัวใหม่
- (ベトナム語) Đây là thông báo liên quan đến vắc xin corona mới.
- (アラビア語) هذا إعلان بخصوص لقاح كورونا الجديد.



COVID-19



(上記二次元コードは
 仮のものです。)